特集 知っていますか？高齢者虐待防止法



城東区マスコットキャラクター
「コスモちゃん」

気づく つなぐ まもる！

高齢者虐待は、高齢者（65歳以上の人）に対して、暴力や暴言をはじめ権利を無視し、尊厳を冒す行為や状態をいい、平成17（2005）年11月公布の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」により禁止されています。高齢者が住み慣れた地域で尊厳や権利を守られ、安心して生活をしていくことは、私たち自身の未来を守ることにもつながっています。何歳になっても安心・安全に暮らせる社会をめざすために、私たちができることを一緒に考えていきましょう🍀

高齢者虐待ってなぜ起こるの？

高齢者虐待は、高齢者と養護者（虐待者）の間に起きる問題だけではなく、さまざまな要因が重なり合っていることがほとんどです。虐待が起こりやすい背景を知っておくことが、虐待を未然に防ぐ手がかりとなります。

環境的な要因

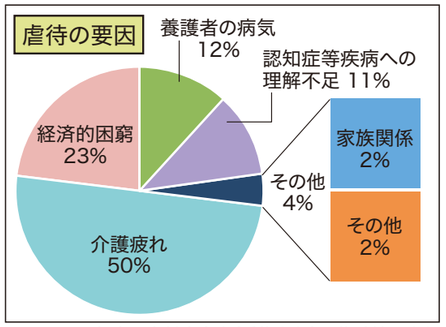
・老老介護（90歳の夫の介護を85歳の妻が担うなど）
・単身介護（介護の代替者がいない、他の家族が無関心など）
・ご近所さんなど地域でのつながりが希薄で、孤立しているなど

養護者の要因

・介護疲れや介護ストレス
・経済的困窮
・傷病や障がい　など

高齢者の要因

・認知症の発症や悪化による判断能力や認知機能の低下
・身体機能の低下
・傷病や障がい　など



※R5～7年度区内対応事案（重複あり）の集計結果より

もしかして身に覚えはありませんか？ 虐待の種類と具体的な例

❶身体的虐待

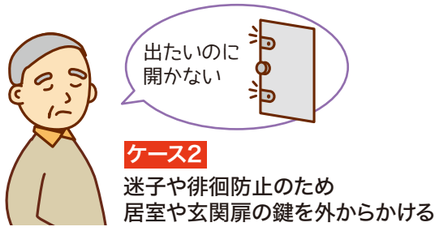
具体的な例
- たたく、つねる、やけどさせる
- ベッドにしばる（拘束）、過剰に薬を飲ませるなど



ケース1
トイレの回数を減らすために水分をあたえない

❷介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

具体的な例
- 劣悪な環境の中で生活をさせる
- 空腹や脱水、栄養失調の状態
- 必要な医療や介護を受けさせないなど



ケース2
迷子や徘徊防止のため居室や玄関扉の鍵を外からかける



ケース3
リハビリの強要

❸心理的虐待

具体的な例
- 子ども扱いをする
- 怒鳴る、侮辱する、無視する、悪口を言うなど

❹性的虐待

具体的な例
- 懲罰的に下半身を裸にして放置する
- 性器への接触、性行為の強要など

❺経済的虐待

具体的な例
- 必要な金銭を渡さない
- 本人の年金、預貯金などを本人に無断で使用するなど

みんなで防ごう 高齢者虐待

虐待を防止するために私たちができること

高齢者虐待を未然に防ぐ地域づくり

高齢者虐待は誰にでも起こりえるという認識を持ち、介護が必要な高齢者を抱える家族が地域で孤立したり、閉じこもりがちにならないよう、高齢者とその家族を見守り、挨拶や声かけをすることから始めましょう。

介護負担の軽減

介護は長期になるほど負担が大きくなりますので、介護者の負担軽減のために、サービスや制度を積極的に利用しましょう。

認知症の理解

認知症は脳の障がいに起因するもので、誰にでも起こりえる病気の一つです。早期に医療機関を受診し、治療につながることで進行を遅らせる場合があります。まずはかかりつけ医や地域包括支援センター、認知症の専門相談機関である城東区ゆうゆうオレンジチーム（城東区社会福祉協議会内）へご相談ください。

🍊城東区ゆうゆうオレンジチームの詳細および問合せ先 ▶

虐待かな？と思ったら・・・

虐待に気づいたら、速やかに最寄りの相談窓口へ相談・通報してください。守秘義務がありますので、通報者の情報が外部に漏れることはありません。虐待を受けていると感じている高齢者自身からの通報も受け付けていますので、一人で悩まず勇気を出して声をあげてください。
＊高齢者虐待防止法により、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は、市町村へ通報する義務があります。

【養護者（虐待者）からの高齢者虐待に関する相談・通報窓口】

城東区の地域包括支援センターと総合相談窓口（ブランチ）

城東区地域包括支援センター （ゆうゆう内） 【担当地域（連合）】 聖賢・鯰江・榎並・成育 所在地：中央2-11-16 ☎06-6936-1133 FAX06-6935-8737	**城東・放出地域包括支援センター** （城東地域在宅サービスステーション諏訪荘内） 【担当地域（連合）】 諏訪・東中浜・放出・今福 所在地：諏訪4-12-28 ☎06-6964-0808 FAX06-6964-1818	**城陽地域包括支援センター** （特別養護老人ホームしぎの黄金の里内） 【担当地域（連合）】 城東・鴫野・中浜・森之宮 所在地：鴫野東2-26-12 ☎06-6963-6700 FAX06-6963-6701
菫・鯰江東 地域包括支援センター 【担当地域（連合）】 関目・関目東・菫・鯰江東 所在地：関目3-8-17 1階 ☎06-6786-2255 FAX06-6786-2238	**総合相談窓口 ◎蒲生ブランチ**（和光） 【担当地域（連合）】 成育 所在地：成育5-22-16 ☎06-6935-0577 FAX06-6935-0677	**総合相談窓口 ◎鯰江ブランチ**（城東園） 【担当地域（連合）】 鯰江東・鯰江 所在地：今福東2-2-25 ☎06-6931-3825 FAX06-6931-7570

【施設や事業所の職員からの高齢者虐待に関する相談・通報窓口】
福祉局高齢者施策部 介護保険課（指定・指導グループ）
☎06-6241-6310　FAX06-6241-6608

【休日・夜間帯の高齢者虐待に関する相談・通報窓口】
休日夜間障がい者・高齢者虐待ホットライン
☎06-6206-3725　FAX06-6206-3706

詳しくはホームページをご覧ください！



【問合せ】保健福祉課（高齢担当）　☎06-6930-9063　FAX050-3535-8688